



環 管 - 4 4
平成27年4月13日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



(仮称) 秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について

電気事業法第46条の7第1項に規定する環境影響評価法第10条第1項の規定に
基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 設置する風力発電機の規模や基数が複数案設定されていることから、事業計画の絞り込みの過程における具体的な検討内容を準備書に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域の周辺には、既設及び計画中の風力発電事業が存在することから、これら事業との複合的な環境影響について、他の事業者と情報を共有し、調整を図りながら、影響を受けるおそれのある環境要素を整理・再検討した上で調査、予測及び評価を行うこと。

なお、整理した事項及び検討の経緯を準備書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の環境影響を回避・低減するため、工事の実施にあたっては低騒音型・低振動型の機械を使用するとともに、稼働台数の平準化を図る等、追加的な環境保全措置を検討した上で予測及び評価を行うこと。

(2) 植物

ア 対象事業実施区域の保安林においては、松林の保全活動や松くい虫防除対策事業等が行われていることから、専門家等の意見を聞いた上で、松枯れの拡大を防止するよう伐採時期等を考慮した事業計画とするとともに、準備書において樹木を伐採する時期を明確にすること。

イ 対象事業実施区域の保安林内には外来種であるニセアカシアが侵入しているため、松林を伐採後に重機で整地した場合、一斉にニセアカシアが発芽する可能性があることから、専門家等の意見を聞いた上で、分布拡大を防止するための適切な措置を検討すること。

(3) 景観

対象事業実施区域に住居地域が隣接していることから、日常的な生活環境からの景観にも十分に配慮し、必要に応じて調査地点を追加する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

主要な人と自然との触れ合いの活動の場として選定している「夕日の松原」においては、キノコ採り等が盛んに行われることから、その期間を包含するような調査時期を設定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

FAX 018-860-3881